吹奏楽の活動及び演奏会等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(三訂版)

2021 年 10 月 12 日 一般社団法人 全日本吹奏楽連盟

はじめに

本ガイドライン(三訂版)は2021年10月12日現在、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、各団体が作成される感染予防ガイドラインの参考例としてご紹介するものです。今後も、感染力や症状等の変化が予想されますので、常に情報の発表等に注視してください。

また、8月6日付でスポーツ庁、文化庁より「子供たちを対象とした全国大会・コンクール等における成果発表の機会の確保等に係る取組について」が出され、その中で

- ①スポーツ庁及び文化庁としても、大会等は、子供たちにとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会である。 感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたい。
- ②感染対策上その開催について制限的な対応をする場合であっても、可能な限り代替策等の検討をしていただくなどして子供たちの成果発表の貴重な機会が確保できますよう、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。
- ③子供達の成果発表の機会の確保が図られますよう、御理解、御協力いただけますようよろしく御願いいたします。

との見解が示されています。この見解も念頭に、このガイドラインをご活用ください。

依然として猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大は、留まるところを知らず、日本のみならず全世界に大きな打撃を与え、さまざまな場所で多大な被害をもたらしています。

このガイドラインは、国、及び専門家会議の方針を踏まえ、藤田医科大学医学部感染症科 土井洋平教授との協議をへて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」「劇場、音楽ホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、吹奏楽の活動や、演奏会の開催に向けたガイドラインとして、実施すべき基本的な項目を整理したものです。生徒及び関係者の健康、命を守るための事項として、今後の取組みの参考にしていただければと思います。

但し、本ガイドラインは無理な活動や演奏会の開催等を勧めるためのものではありません。関係機関や学校の指針に沿いながら、決して無理のない活動をするため、また感染予防に取り組む皆様の命と健康を守るためのガイドラインであることをご理解ください。

今後も、新型コロナウイルスの感染力や症状等の変異が予想されますので、常に情報の発表等に注視してください。

- 1 感染予防のための基本的な考え方
 - 一人一人が、感染予防の正しい知識を理解し、自覚と責任をもった行動をすることが大切です。
 - (1) ウイルスは一人では歩けません。二人以上が集まると感染が始まります。多人数が集まる三密を避けながら、日頃の活動や演奏会で、しっかり感染予防に取り組むことが大切です。
 - (2) 特に感染拡大の可能性が強く懸念される休憩時間等、演奏以外の時に、一人一人が感染予防について、正しく把握し、慎重な行動をとることが大切です。
- 2 別紙1は、日頃の活動全般についての感染予防対策の例です。
- 3 別紙2は、演奏会、イベント等の開催時についての感染予防対策の例です。

4 上記2,3いずれの場合も、児童生徒及び関係者や来場者から感染者が発生した場合、濃厚接触者に 該当する方々の氏名、連絡先の情報を保健所等の公的機関へ提供することになりますので、常に対応 できるよう準備しておく必要があります。

<別紙1>

日々の活動全般について 感染予防対策

指導者は、感染予防について熟知し、一人一人にしっかり理解させ、以下の各項目について対策を講じる。感染を疑われる者が発生した時は、当該者及び関係者の感染予防に十分な対策を講じる。当該者には速やかに受診するよう指導し、所轄の保健所等の関係機関に連絡し連携を図る。

具体的対策

1 接触感染を防ぐため

- (1) 活動開始時、終了時またトイレの使用時等、石鹸で 20 秒以上の丁寧な手洗いや、アルコール消毒液による手指消毒を励行する。
- (2) 出入口等、各所に手指消毒液を設置し、使用を促す。
- (3) 楽器を相互に交換する等の共有を禁止する。(ただし打楽器は共有が前提となるため、その都度消毒をする等、感染予防に努める。)
- (4) 飲み物、タオル等は各自持参し、他人と共有しない。
- (5) 椅子、扉、手すり、テーブル等、不特定多数の人が触る箇所は、活動開始時と終了時に消毒を行う。
- (6) 握手やハイタッチ等の直接接触は避ける。
- (7) 手で口や目、鼻を触らないように気を付ける。
- (8) 木管楽器・金管楽器共に、管内の唾や水の処理を吸水シート等で行う。また演奏終了後、衛生に注意しながら所定のゴミ袋に廃棄し、処理をした後は必ず手指衛生を行う。

2 飛沫感染を防ぐため

- (1) 常に、メンバー間の距離を十分にとり、対面を避け、横並びで活動する。
- (2) 練習以外の時間は必ずマスクを着用する。マスクについては専門家の意見を基に不織布マスクを 着用することが望ましい。この後のさまざまな場面においても**不織布マスクの着用を推奨する。**
- (3) マスク着用時でも、大きな声で歌ったり話したりしない。
- (4) 吹奏時は飛沫拡散の可能性があるので、2m程度の適切な距離を置く。
- (5) マウスピース練習は飛沫が拡散するので、誰もいない場所で行う。
- (6) 木管楽器の唾抜きについては、スワブを頻繁に通し、床に垂れないように配慮する。唾抜き後は手指衛生を行う。
- (7) 金管の唾抜きは、低い位置で丁寧に行うか布等で覆いながらゆっくり出す。唾抜き後は手指衛生を行う。
- (8) 可能ならば、屋内よりも屋外の日陰や涼しい場所で、分散練習をする。
- (9) 管楽器演奏時等マスク不着用の場合、咳やくしゃみは控えるが、やむを得ない時は、袖やティッシュで口を覆う。

- 3 空気(エアロゾル)感染を防ぐため
 - (1) できるだけ広い部屋を準備する。
 - (2) 屋内では、常時換気を行う。
- 4 ウイルスに対する免疫力の低下を防ぐため
 - (1) 毎日、体温と体調の把握に努め、報告をする。
 - (2) 体調不良の場合は、練習に参加しない。
- 5 その他、感染の要因を少なくするため
 - (1) 短時間で効果を上げる、合理的な練習方法を工夫し、感染防止に配慮した活動の運営に努める。
 - (2) 合奏、個人及びパート練習について、十分な間隔を取り、会話が必要な場合には、その都度、マスクを着用する。
 - (3) 37.5度以上及び、平熱より1度以上の発熱があり、咳などの感冒症状がある等、体調不良者が出た時は、別室を確保し、他者との接触を避ける。また帰宅を促し、必要に応じて医療機関に受診することを勧める。
 - (4) 非接触型体温計等を配備し、随時検温を実施する。

<別紙2 参考例>

演奏会、イベント等の開催時についての感染予防対策

施設管理者と各自治体が示す方針のもとに、感染予防対策について事前に協議する。 感染を疑われる者が発生した時、速やかに施設管理者と連携し、所轄の保健所との連絡体制を整える。

具体的対策

- 1 感染予防に備えること
 - (1) 主催者と参加団体ごとに必ず感染防止の責任者を設定しておく。
 - (2) 手洗い、手指消毒を励行すると共に、入場口付近及び各所にアルコール消毒液を設置し使用を促す。
 - (3) 非接触型体温計やサーモグラフィ等を配備し、スタッフを配置し、来場者の検温をする。
 - (4) 37.5度以上の発熱をされている方の入場をお断りする。
 - (5) 接客や対面での案内スタッフはマスク及びフェイスシールドを着用する。
 - (6) 対面販売を行うスタッフはマスクを着用し、ブース等にはアクリル板等の間仕切りを設置する。
 - (7) 来場者が並ぶ可能性がある場合は、前の人から 2m程度の適切な距離を置くようにする。
 - (8) 体調を崩されたお客様を案内する、換気の良い別室を確保しておく。
 - (9) 不特定多数の人が触れる箇所は適宜アルコール消毒をする。(椅子、扉、テーブル等)
- (10) 会場内での飲食は禁止し、ゴミは持ち帰っていただく。

2 感染防止対策の周知

ホームページやチケット等に以下の項目を掲載し、来場者に協力をいただくよう周知徹底する。

- (1) 感染防止のため、主催者からの感染防止についての要請事項を守る。
- (2) 会場内における三密を避ける。
- (3) 会場内には、マスクのない人の入場をお断りする。
- (4) 会場内ではマスクを常時着用し、大声を出さないようにする。
- (5) こまめな手洗い、又は手指消毒を行う。
- (6) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。
 - ① 37.5度以上及び、平熱より1度以上の発熱があり、又は咳などの感冒症状がある人。
 - ② 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触者。
 - ③ 過去2週間以内に渡航歴のある人。

3 チケットの販売と発券

- (1) チケットは出来るだけ事前に購入していただく。
- (2) もぎりや当日券、プログラム販売等の、対面するスタッフは、アクリル板等を設置の上、マスクを着用する。
- (3) 当日券を購入する際のチケット売り場では、前の人と十分な間隔を空けて整列する。

4 入退場時の対応

- (1) 入場時間には余裕をもたせ、開場時間を従来よりも早めに設定する。
- (2) 入場時にはサーマルカメラ等で検温をし、手指消毒を行ってから入場してもらう。
- (3) 入場券のチケット半券のもぎりは、係が目視する中、お客様自身に行なっていただき、半券を 容器等に受け取る。
- (4) 再入場を希望する人は、入口で再入場券を受け取り、再入場時に箱の中に入れる。
- (5) 入退場するお客様が密集することを避けるため、時間差を設け、段階的に移動を行う。
- (6) 前の人と十分な距離をとるよう求めるアナウンスを行い、案内板を掲示する。
- (7) 原則として、無料プログラムの場合は手渡しで行わず、所定の場所からお客様に取っていただく
- (8) 来場確認書又は入場券の半券に来場者の氏名、座席番号、連絡先等を記入の上、回収箱に入れていただく。来場確認書(入場券の半券)は事業終了後1ヶ月間保管し、それを過ぎた後は廃棄処分する。

5 客席

- (1) 会場に応じて、来場者制限等を会館責任者と協議し、来場者数及び着座席、空ける座席を決定する。
- (2) 来場者の座席が確認できるよう、来場確認書に氏名、座席番号、連絡先等を記入いただくか 指定席での申し込みとする。
- (3) ステージから最前列の客席までの距離は 2m 以上空ける。
- (4) 政府又は地方自治体独自の制限がかけられた場合は、その要請に従う。

- 6 開場中、休憩時間及び公演終了後における対応
 - (1) 必ずマスクを着用し、会話は控え、トイレの利用以外は自席で静かに過ごすよう周知する。
 - (2) ロビーやホワイエでは、人との距離を十分とり、会話時は横並びになり、なるべく控えるよう 周知する。
 - (3) 余裕を持った休憩時間を設定し、時間差でトイレやロビー、ホワイエなどを利用できるよう 配慮する。
 - (4) ブラボー等の声援や大声は控え、拍手のみとしていただくよう周知する。
 - (5) トイレでは、2m程度の適切な距離を空けて整列するように周知する。
 - (6) 公演終了後は、混雑を避けるため、時間差を設けて退場するようアナウンスし、案内板を掲示する。

7 当日、体調不良者が出たときの対応

- (1) 速やかに、換気の良い別室へ案内し、隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスクなど防護対策をとり対応する。
- (3) 体調不良者には、すぐに帰宅し、必要に応じて医療機関を受診することを勧める。

8 出演者・スタッフの感染防止対策

- (1) 常にマスクを着用すると共に、石鹸による 20 秒以上の手洗い、アルコール消毒液による手指消毒を丁寧に行う。
- (2) 演奏会の一週間前に、次のいずれかに当てはまる者は、医師又は保健所に相談の上、その判断 に基づき出演の可否を決定する。
 - ① 37.5度以上及び、平熱より1度以上の発熱がある。
 - ② 咳、呼吸困難、全身倦怠感がある。
 - ③ 咽頭痛がある。
 - ④ 味覚・嗅覚障害がある。
 - ⑤ 結膜の充血がある。
 - ⑥ 頭痛、関節痛、筋肉痛がある。
 - ⑦ 下痢、吐気・嘔吐等の症状がある。
 - ⑧ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触がある。
- (3) 出演2週間前からの健康観察を出演団体関係者一人一人が記録し、責任者がまとめて主催者へ 提出する。(出演団体入館名簿の提出)入館名簿は事業終了後1ヶ月間保管し、それを過ぎた 後は廃棄処分する。
- (4) ステージ衣装やスタッフ衣装等は、こまめに洗濯、消毒する。
- (5) 楽器・楽譜を取り扱う者は、手洗い、及び手指消毒等、日常的な感染防止対策に努める。
- (6) 不特定多数が共用する譜面台などのこまめな消毒を行う。
- (7) ステージ上の椅子や譜面台のセッティング、片付けの際は、できるだけ特定の人が担当し、 不特定多数が触れないようにする。
- (8) 声を発する楽曲を演奏する場合、マスクを着用して発声する。それが不可能な場合は周囲との 距離を前後 2m・左右 1m とる。

- (9) マイクロフォン等、複数名が使用する機材は、会館責任者と相談し、適宜消毒する。
- (10) ピアノ等会場備え付けの楽器については、会館責任者と相談し、適宜消毒する。
- (11) 木管楽器・金管楽器共に、管内の唾や水の処理を吸水シート等で行う。また演奏終了後、衛生に注意しながら所定のゴミ袋に廃棄し持ち帰る。処理をした後は必ず手指衛生を行う。
- (12) 体調に異変を感じた場合は、ただちに主催者または各団体の責任者に申告する。
- 9 来場者へのアナウンス内容及び掲示事項
 - (1) 常にマスクの着用をお願いします。
 - (2) 必ず事前検温をお願いします。(ホームページ、入場券等に記載)
 - (3) こまめな手洗い、手指の消毒をお願いします。
 - (4) 来場者同士の十分な間隔の確保をお願いします。
 - (5) 大きな声での会話はお控えください。
 - (6) 館内での飲食はお控えください。ただし体調維持のために必要な水分補給を除きます。
 - (7) 次に該当する場合は、速やかに係員にお申し出ください。
 - ①37.5度以上及び、平熱より1度以上の発熱がある場合。
 - ②咳、呼吸困難、全身の倦怠感や、頭痛、咽頭痛、関節痛、筋肉痛などの痛み、味覚障害、嗅覚障害、結膜の充血、鼻汁、鼻づまり等の症状がある場合。
 - (8) 来場者から感染者が発生した時、濃厚接触者に該当される方々は、氏名等、連絡先情報を保健所等公的機関へ提供する場合があります。(入場券、来場確認書に記載。)
 - (9) 厚生労働省の接触確認アプリ(COCOA)、又は自治体独自の通知アプリ等をあらかじめインストールされて会場へお越しになることをお勧めします。

参考文献

- ・クラシック音楽公演運営推進協議会と一般社団法人日本管打・吹奏楽学会が主催の「#コロナ下の音楽 文化を前に進めるプロジェクト」
- ・「クラシック音楽演奏・鑑賞にともなう飛沫感染リスク検証実験報告書」及び「スクールバンドを中心 とした吹奏楽活動における感染対策~Ver. 2」
- ・2020 年 12 月 1 日改定 クラシック音楽公演運営推進協議会のガイドライン
- ・2020年9月18日改定 公益社団法人全国公立文化施設協会のガイドライン
- ・COCOA インストールの推奨 2021 年 4 月 22 日更新 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策 推進本部・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テックチーム事務局発行の広報